　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2018年7月25日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　弁護士　松田政行

**ＪＥＰＡ著作権セミナ－**

**平成30年著作権法改正・柔軟な権利制限規定概要と電子出版業務**

**1　平成30年改正の概要**

**（１）３０条の４**

①　著作物の利用に係る技術開発、実用化の試験のための利用

②　電子計算機による情報解析のための複製等

③　サイバーセキュリティ確保のためのソフトウェアの調査解析

④　①～③と同様のコンセプトに基づく利用として、ＡＩ開発のためのディープラーニングによる解析や、リバース・エンジニアリングなど

**（２）４７条の４**

⑤　電子計算機におけるキャッシュのための複製

⑥　サーバー管理者による送信障害防止のための複製

⑦　ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等

⑧　複製機器の保守・修理又は交換のための一時的複製等

⑨　サーバ－の滅失等に備えたバックアップのための複製

⑩　⑤～⑨と同様のコンセプトとして、当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うた目の利用や、当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態の回復・維持のための利用

**（３）４７条の５**

⑪　所在検索サービス

⑫　情報解析サービス

⑬　⑪及び⑫のほか、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出する行為であって国民生活の利用に寄与するものとして政令で定めるもの

**2　ソフトローによる新秩序**

**（１）ソフトロー基本報告**

この改正に伴い政府、国会、文化審議会著作権分科会は、柔軟な権利制限規定の導入に当たっては、ガイドラインを策定するなどの方法を講じることが必要であるという意見を示している。柔軟な権利制限規定の適用限界は司法判断によるとしても、ある程度、新規ビジネスを生じさせる程度に予見性可能性を示すことが求められているということである。文化庁は、ＣＲＩＣ内に委員会を設けこの調査研究に着手した。本年3月『著作権分野におけるソフトローに関する調査研究報告書』が公表されている。さらに、文化庁委嘱事業としてＣＲＩＣ内に委員会が設けられ本年8月から書籍所在検索サービスに係るガイドラインに関する調査研究事業が開始される（報告書提出平成30年12月予定）。

**（２）書籍所在情報検索サービスの適法性の限界**

文化庁は、上記のＣＲＩＣ内委員会において、さらに具体的なソフトローの策定を検討することになる。書籍所在情報を検索する目的で書籍データベースを構築することまで許されるところ（前掲⑪）、この検索結果の出力（複製、翻案）に関する指針が求められるからである。この方向性の解説を試みることとして、米国Google Books裁判で示された連邦高裁が示す許容範囲を検討する（参考文献　著作権政策フォーラム「柔軟な権利制限規定として導入される書籍所在情報検索サービスの適法性の限界ーGoogle Booksにおけるスニペット等表示を検証する」NBL1119号44頁）。